

第 498 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）9:30～

ワークプラザ岐阜 会議室

中家室長	定刻となりました。 本日は御多用のところ、第 498 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。 本日は、使用者側の松野委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定されております定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をしたところ傍聴の申し出はありませんでした。 それでは、ここからは栗山会長に進行をお願いします。
栗山会長	これより第498回岐阜地方最低賃金審議会を開催します。 それでは議事に入ります。議題 1「特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。 本日は、新設申出のあった「総合スーパーマーケット」、改正申出のあった「自動車」、「電機」、「航空機」の 4 業種について、労使双方から御意見をいただくこととします。 発言においては、それぞれ、資料や産業界の実情などエビデンスに基づいてご発言いただきますようお願いします。 なお、必要性有りとこの審議会の判断は、全会一致となることが条件となっております。 それでは、はじめに新設申出のあった「総合スーパーマーケット」についてになりますが、7 月 1 日の本審に提出されている申出書によりますと、労働協約の最低額の金額は、1,095 円となっております。

	特定最低賃金では、労働協約の最低額の金額を上限とするとされておりますので、今年度改正の岐阜県最低賃金が1,121円でありまして、労働協約の最低額が改正後の岐阜県最低賃金を下回ることになってしまいます。そのため制度上、新設は出来ないものと判断いたしますが、労働者側よろしいでしょうか。
和泉委員	問題ございません。
栗山会長	使用者側委員、御意見ございますでしょうか。
澤村委員	問題ございません。
栗山会長	それでは、新設の「総合スーパーマーケット」につきましては、「新設の必要性なし」と判断いたします。 次に、「改正決定の必要性について」に移ります。 改正の必要性については、前回8月21日の本審におきまして、労使双方から提出された意見書が提出されており、「電機」においては、参考人による意見陳述を行っていただきました。 ここで、前回まで時点での双方の意見をまとめますと、「自動車」については、双方「改正決定の必要性あり」ということでした。 「電機」については、労働者側は「改正決定の必要性あり」、対する使用者側は「改正決定の必要性なし」ということでした。 「航空機」については、労働者側は「改正決定の必要性あり」、対する使用者側は「改正決定の必要性なし」ということでした。 これから個別に意見をお聞きしたいと思いますが、3業種のうち、現時点で労使ともに「必要性あり」の意見なのは「自動車」の一業種となります。 まず、「自動車」から御意見をお聞きしたいと思いま

	が、労働者側委員、御意見を申し上げます。
亀井委員	今年も最低賃金の方よろしく申し上げます。
栗山会長	ありがとうございました。 使用者側委員御意見を申し上げます。
大脇委員	はい、自動車につきましては、岐阜県の主要産業の一つでありますので、今年度は改正決定の必要性ありとして協議させていただきます。 ただし、自動車産業はE V化、自動化などの自動車の構造が大きく変わる変革期にあります他、中東情勢の影響や米国との関税問題もありまして、その取り巻く環境が非常に厳しい状況にあります。 また、地域別最低賃金の大幅な引上げにより昨年度に続き、2回連続で特定最低賃金が地域別最低賃金を下回る状況となりました。今後もこうした状況が続くならば特定最低賃金の在り方についても検討が必要になってくるのではないかと考えております。そのような状況を踏まえ、目先の賃上げの金額だけに捕らわれることなく、特に厳しい経済環境に置かれている中小企業・小規模事業者を含め持続的、持続可能なものとなるような形で労使としてしっかりと現実的な議論をして、決定していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。
栗山会長	ありがとうございました。 それでは、「自動車」につきましては、公益も必要性ありで異議はありませんので、全会一致で「必要性あり」と判断いたします。 続きまして、「電機」について、御意見を伺いたいと思います。 労働者側委員、御意見を申し上げます。

栗本委員	はい。8月21日にもお話をさせていただき、繰り返しくなりますけれども、発言させていただきたいと思います。 私ども労働者側としまして、今回の必要性審議に先立ちまして、関係労使の中で電機産業の特質につきまして話し合う機会を設けまして、産業の状況でありますとか、賃金、それから今後の特定最賃の在り方について、意見交換をしてまいりました。もちろん、事前の話し合いの中で労使の考えが一致したという訳ではございませんが、少なくとも特定最賃につきまして労使が真摯に向き合って話し合いを行ったという事実は、特定最賃の行く末を考える上で重要なことと考えております。 特定最賃につきましては、地域別最低賃金とは異なりまして、産業の実情でありますとか、労使のイニシアチブを踏まえ、その産業にふさわしい最低限の賃金を設定するものであります。従いまして、単に必要性が無いという結論付けではなく、今回の労使間の話し合いを踏まえまして、電機電子産業における人材確保でありますとか、産業の持続的発展、賃金水準の確保という観点から、引き続き、賃金の改善をしていく必要があると考えております。 以上のことから労働者側としましては今年度の電機の特質について賢明な御判断をお願いしたいと思います。 以上です。
栗山会長	ありがとうございます。 それでは、使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	はい。使用者側から申し上げます。 8月21日に意見書の提示、また、意見陳述等々ございまして、その結果を踏まえまして、電機につきましては改正決定の必要性なしというところで判断させていただきたいと思います。

その理由を説明申し上げますと、まず、意見陳述と繰り返しになる部分もございますが、理由の一つ目としまして、現在の電機産業を取り巻く状況を見てということです。中東情勢の影響により、原油、ナフサ由来のものはじめ、企業物価、非常に高いものがあります。全国の数字ではございますが、ここ最近7%を超える企業物価の上昇がありますが、そういった中で、調達が不確実であるという陳述があったかと思います。調達先を分散したり、価格転嫁を進めたり、また企業合併等々シナジー効果を図っているという内容が意見書にもございましたが、中小企業にはある程度、限界というのがあるというところで、いずれにしましても先行き不透明な状況の中で、依然として厳しい経営環境が続いているというところが、まず一つ目の理由です。

2つ目でございますけども、岐阜県最低賃金が今回プラス56円引上げ、時間額1,121円、引上げ率5.26%という結果を受けたということでございます。意見陳述にもありましたように、賃上げというものは必要であり、それを決して否定するものではございませんが、その引上げの「程度を」吟味していく必要があるとのお話であったかと思います。今回の地賃のプラス56円は決して低い数字ではなく、高い水準であると認識しております。それとですね、電機の特定最賃につきましては、2年前に改正決定の必要性はなしという判断をさせていただいた経緯がございます。その時に、使用者側何回か議論を重ねまして、今の電機業界を取り巻く状況、また、地賃の上げ幅水準等々、議論を重ねまして、地賃に準ずるといいですか、適用するのが妥当であろうという結果を2年前に判断させていただいたところです。昨年プラス64円、今回プラス56円地賃が上がったわけですので、それが適用されるということになりますが、その金額よりも高い水準を設定するということは難しいとい

う判断。これが2つ目の理由でございます。

以上の理由を以って、今回改正決定の必要性なしという判断になったところでございます。

続けてよろしいでしょうか。

もう一つ、先般8月21日に労働者側委員の方からご意見いただいたことについて検討、回答させていただきたいと思います。

まず、人材確保、産業の引き続き発展、そういったもののために特定最低賃金が改正必要ではないか、との御意見があったかと思いますが、電機産業の発展、魅力を高めていく上で、この特定最低賃金が必要であるという労働者側の方の御意見は承りました。

一方で、県最賃の水準もあわせて考えていく必要があると考えております。産業の実情を踏まえながら県最賃の水準を見て慎重に考えていかなければいけないと考えております。岐阜県内には電機産業の事業所が数多くあります。その規模や地域、扱う製品など様々あるかと思いますが、そういった現状を丁寧に見ながら検討していく必要があるというふうに考えます。

また、もう一つ、必要性を考える上で労使が話し合うことについての使用者側としての考えとしましては、労使が率直に意見交換を持てる場を持つことは、公式、非公式を問わず非常に重要だと思っております。この点は労働者側の皆さんと意見は一致するところかと思えます。電機産業を魅力ある産業として人材確保に繋げたい、その点の認識を確認共有することは必要なことであると考えております。労働者側の皆さんからは、特定最賃に対する考えや思い、使用者側からは電機産業を取り巻く現状を率直にお話しする中で、労使が協力して電機産業の魅力を高めていくにはどういうことが出来るのか、そういった前向きな議論を話し合うということは、重要なことだと考えております。今後労使が公式、非公

	式を問わず意見交換することは、意義があると考えておりますので、さらに、より有意義な情報交換の場が設けられる方法として、時期であるとか、メンバーであるとか、内容であるとか、労使でコンセンサスを図りながらではありますが、進めていく必要があると考えます。 以上でございます。
栗山会長	ありがとうございました。 ただいまの御意見では、労働者側は「必要性あり」、それに対しまして、使用者側は「必要性なし」という御意見でした。 こうなりますと、全会一致とはなりませんでしたが、改正決定の必要性は「なし」という結論になりますが、それぞれの御主張に対して、御意見、御質問がありましたら、お伺いしたいと思います。 労働者側委員いかがでしょうか。
栗本委員	今回、使用者側の方から「必要性なし」と判断されまして、さらには、具体的な判断された理由につきましてもお聞かせいただいたことにつきましては、感謝申し上げます。 ただですね、労働者側としましては最後まで必要性があると考えておりますので、今回も「必要性なし」との判断につきましてもたいへん残念に思っております。ただ今回、必要性審議に先立ちまして、労使で話し合う機会を設けたということにつきましては、たいへん意義のあることだったと受け止めております。今後、電機産業での人材確保、それから賃金水準、産業の持続的な発展について、労使で引き続き議論していくことをお願いしたいと思います。そして、今後の産業の状況でありますとか、賃金を取り巻く環境変化を踏まえまして、特定最賃の必要性につきましても改めて改定の検討をしていただくことをお願いしまして労働者側の発言とさせていただきます。

栗山会長	ありがとうございました。 これに対して、使用者側委員何かございますでしょうか。
澤村委員	特にありません。
栗山会長	ありがとうございました。 結論としては、「電機」については、全会一致とはなりませんでしたが、改正決定の必要性は「なし」といたします。 続きまして「航空機」について御意見を伺います。 労使双方からの意見書と意見陳述からは、労働者側につきましては、「改正決定の必要性あり」。 一方、使用者側からは「改正決定の必要性なし」との御意見でしたが、改めて御意見をお伺いしたいと思います。 まず、労働者側から御意見をお願いします。
村上委員	はい。内容的には、前回意見書等でお示した内容と同様の内容もありますが、改めて申し上げさせていただければと思います。 2026年の見込みですが、旅客数は前年比2.4%増、貨物量は0.2%増を見込んでおりまして、いずれも過去最高を更新する見込みとなっております。また、日本航空宇宙工業会によりますと、2025年の航空機生産額は前年比22.5%増ということで、品目別に見ると機体全体で前年比34.2%増、エンジンで17%増となっております。また防衛省向けも、防衛力整備計画で5か年度が示されておりまして、これに基づく固定翼及び固定翼航空機の着実な調達に伴う安定的な生産と、共同開発による次期戦闘機開発の本格的な推進が期待されている状況でございます。 一方で、航空機産業を支える技能者、技術者の確保が年々困難になっておりまして、若年労働者の入職減少や

	他産業との人材獲得競争が激化する中で、産業として魅力ある賃金水準を確保しなければ、将来的な人員不足や熟練技能の継承に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。岐阜県航空機・同附属品製造業の持続的な発展と優秀な人材の確保定着に向けて、現状の航空機産業に合わせた建設的な議論ができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上です。
栗山会長	はい、ありがとうございました。 それでは続きまして、使用者側委員、意見をお願いします。
浅井委員	はい。航空機につきまして使用者側の意見書は、改正決定の必要性なしということで示しておりましたけれども、検討の結果、本年度は、改正決定の必要性ありとさせていただきたいと思います。 なお、川崎岐阜協同組合の先般の意見書にございましたけれども、コロナ禍に立ち遅れた設備投資、原材料資材の価格高騰への対応、これも進めていかなければいけないと、その上で人材確保のために、給与に加え福利厚生充実にも経費がたいへん嵩んでいる状況であります。人材確保は、航空機業界、どの業種にとっても、中小企業にとっては特に深刻な課題となっております。 昨年度から中小企業協同組合である川崎岐阜協同組合では、航空機産業の魅力向上に向けたアピール戦略の検討を進めておるところでございますし、昨年度からハローワークと合同で企業説明会を開催しております。今年度も9月15日に開催する方向で進めさせていただいております。様々な視点で人材確保定着というものに取り組んで、実際少しずつ成果も上げているところでございます。 毎年最低賃金が大幅に上昇している近年でありますので、航空機産業の将来の発展に向けて、特に価格転嫁

	が厳しい中小企業にも十分配慮いただきながら、労使で現実的な議論をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上です。
栗山会長	ありがとうございました。 ただいま、「航空機」については、使用者側委員から改正決定について必要性があるとの御意見を頂戴致しました。 この使用者側からの「改正決定の必要性あり」の回答につきまして労働者側委員いかがでしょうか。
村上委員	特にございません。よろしくお願いします。
栗山会長	使用者側委員よろしいでしょうか。
浅井委員	はい。お願いします。
栗山会長	ありがとうございました。 それでは、公益も労使の意見に賛成しますので全会一致となり、「改正決定の必要性あり」で答申をします。 これで、全ての業種の結論が出ましたので、ここでまとめますと、新設の「総合スーパーマーケット」につきましては、「新設の必要性なし」。 「自動車」につきましては「改正決定の必要性あり」。 「電機」につきましては、「改正決定の必要性なし」。 「航空機」につきましては「改正決定の必要性あり」。 で答申いたします。 事務局で答申案を準備してください。
【答申案を配布】	
栗山会長	事務局で答申案を読み上げてください。

森本補佐	(答申案を朗読)
栗山会長	この答申案でよろしいでしょうか。
竹内委員	すみません、ちょっと、「総合スーパーマーケット」のところですけども、これは協約の最低額が1,095円で、地賃の1,121円を下回るから新設をやらない訳で、この答申案では、必要性について話し合った結果から全会一致に至らなかったから必要性ありとの結論に達し得なかったというのでは、事実と違う説明になっているのではないのでしょうか。 協約の最低額が今年度の地賃の額を下回ったので新設しないと記載すればよいと思われそうですがいかがですか。
中家室長	おっしゃるとおりです。申し訳ありません。
栗本委員	よろしいですか。 慎重に審議した結果という文言が入っていますけれども、審議はしておりません。 一度休会されて、答申案の再作成をしていただいてよろしいでしょうか
中家室長	はい。申し訳ございません。 それでは、答申案を差し替えますので、休会を提案させていただきますのでよろしいでしょうか。
栗山会長	では、休会とします。 事務局は、答申案の差し替えをお願いします。
【休会】	
栗山会長	それでは、再開したいと思います。 「総合スーパーマーケット」につきまして、答申案が修文されましたので、読み上げをお願いします。

中家室長	岐阜県総合スーパーマーケットに係る最低賃金の決定の必要性の有無について答申案を修文しましたので読み上げます。 (総合スーパーマーケットの答申案を読み上げ)
栗山会長	ありがとうございます。 ただいまのこの答申案でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
栗山会長	それでは、案文のとおり答申することとします。 事務局で答申文を準備してください。
【栗山会長、原田局長、会場中央へ移動】	
栗山会長	それでは答申いたします。(局長に答申文を手渡す)
原田局長	受け取りました。
【栗山会長、原田局長、席へ戻る】	
中家室長	ありがとうございました。 ただいま、会長から改正決定の必要性の有無と、新設の有無についての答申を局長へ渡されたことを受けましたので、これから、局長から、特定最低賃金改正決定の諮問を受けることとします。
【栗山会長、原田局長、会場中央へ移動】	
原田局長	(諮問文の朗読) (諮問文を会長に手渡す) よろしくお願いします。
栗山会長	承知いたしました。
【栗山会長、原田局長、席へ戻る】	

【諮問文の写しを配布】	
栗山会長	ただいま局長から、特定最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により、専門部会を設置して調査、審議を行うことといたします。 なお、特定最低賃金の改正決定に係る審議会の議決につきましては、「令和 8 年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針」により、専門部会において全会一致の場合には最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定に基づき「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」ということとしてよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
栗山会長	それでは、そのように進めてまいります。 各側委員、ほかに何かございますでしょうか。
各側委員	(発言なし)
栗山会長	それでは、次の議題に移ります。 議題 2 「その他」について、事務局から説明をお願いします。
中家室長	はい、ありがとうございました。 本日、岐阜労働局長から、「自動車・同附属品製造業」及び「航空機・同附属品製造業」に係る最低賃金の改正決定に係る諮問を受けたことに伴い、専門部会の設置が決議されましたので、専門部会の議事公開について確認いたします。 特賃専門部会の議事公開については、本年 3 月 19 日に開催された第 493 回岐阜地方最低賃金審議会において確認していただいておりますが、「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程(案)」に基づき、公開範囲を決めており、公労使三者が集まって議論を行う

場については傍聴人を入れ、議事を公開し、公労・公使の二者協議に関しては、「公開が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとの部会長判断により非公開としています。

また、議事録については、公労使三者が集まって議論を行う場についてホームページ掲載により公開しております。

今年度「自動車」、「航空機」に係る専門部会を設置し、審議をしていただくこととなりましたので、議事並びに議事録の公開の範囲について改めて御確認いただきますようお願いいたします。

最後に連絡事項が二点ございます。

本日、特定最低賃金の専門部会の設置が決められましたので、明日、専門部会委員の推薦公示と特定最低賃金の改正決定に関する意見書提出の公示を行います。期限は9月11日（金）といたします。よろしくお願いいたします。

次に、「電機」については、改正決定の必要性なしとの結論となったことから、専門部会は開催されませんのでご了承ください。

今後の日程を確認いたします。

- ・ 特定最低賃金の第1回目合同専門部会

9月25日（金）14:00～ ワークプラザで開催

- ・ 航空機専門部会は、

10月2日（金）13:30～ 合同庁舎

10月9日（金）開始時刻変更となり、

15:30～ 合同庁舎

- ・ 自動車専門部会は、

10月7日（水）13:30～ 合同庁舎

10月19日（月）13:30～ 合同庁舎

- ・ 第499回本審

	10月21日（水）10:00～ 合同庁舎 となります。よろしくお願いします。 最後に、前回本審で決議され、局長に意見を手渡されました政府への要望「建議」については、本日、厚生労働大臣あてに上申書の送付を予定しております。 以上となります。
栗山会長	それでは最後に、各側委員の方から何かございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各側委員	（発言なし）
栗山会長	それでは、以上で本日の審議会は閉会といたします。 ありがとうございました。